

国立大学法人東京農工大学産官学連携奨励費規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学産官学連携奨励費規程を次のとおり改正する。

現 行	改 正	備 考
<p>国立大学法人東京農工大学産官学連携奨励費規程</p> <p style="text-align: right;">平成19年10月24日 19 経 規程第28号</p> <p>第1条～第9条 省略</p> <p>(請求額の上限及び上限金額を下回る請求をした場合等)</p> <p>第10条 第8条第2項の請求については、次の各号に掲げる<u>経費の区分に応じ、当該各号に定める割合の金額を上限とする。上限金額を下回る請求をした場合又は請求をしなかった場合は、これらの金額と上限金額との差額を研究室へ配分する。</u></p> <p>一 共同研究及び寄附金 第5条第2項の産官学連携奨励費の金額の10割</p> <p>二 受託研究及び補助金 第5条第2項の産官学連携奨励費の金額の1割</p> <p><u>2 前項第2号の経費については、第5条第2項の産官学連携奨励費の9割の金額を研究室へ配分する。</u></p> <p>第11条～第13条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>第1条～第9条 省略(現行どおり)</p> <p>(請求額の上限及び上限金額を下回る請求をした場合等)</p> <p>第10条 第8条第2項の請求については、次の各号に掲げる割合で算出した金額を上限とし、合計金額は、50万円を超えることはできないものとする。また、国、地方公共団体、独立行政法人若しくは国立大学法人から受入れたもの又は交付を受けたものに係る産官学連携奨励費は、請求の対象としない。</p> <p>一 共同研究及び寄附金 第5条第2項の産官学連携奨励費の金額の10割</p> <p>二 受託研究及び補助金 第5条第2項の産官学連携奨励費の金額の1割</p> <p><u>2 次の各号に掲げる金額は、研究室へ配分する。</u></p> <p>一 前項の規定により請求の対象とならなかった金額</p> <p>二 <u>請求可能な上限金額を下回る請求をした場合又は請求をしなかった場合における当該金額と上限金額との差額</u></p> <p>三 前項第2号の経費に係る産官学連携奨励費の9割の金額</p> <p>第11条～第13条 省略(現行どおり)</p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p>	

附 則(20 経教 規程第59号)

この規程は、平成20年10月27日から施行し、平成20年4月1日から適用する。